十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法、新型コロナウイルス感染症特例法、令和三年所得税法等改正法及び令和四年所得税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の市町村民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額

三　固定資産税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額

［削る］

［削る］

［削る］

四　法人事業税交付金に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する令和四年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈢の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額及び法人事業税交付金に係る令和四年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の四の二の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

十三年法律第九十六号、平成二十三年法律第百二十号、平成二十四年地方税法等改正法、平成二十五年地方税法改正法、平成二十六年地方税法等改正法、平成二十七年地方税法等改正法、平成二十八年地方税法等改正法、平成二十九年地方税法等改正法、平成三十一年地方税法等改正法、令和二年地方税法等改正法、令和三年地方税法等改正法、令和四年地方税法等改正法、震災特例法、震災特例法改正法、平成二十四年租税特別措置法等改正法、平成二十五年所得税法等改正法、平成二十六年所得税法等改正法、平成二十七年所得税法等改正法、平成二十八年所得税法等改正法、平成二十九年所得税法等改正法、平成三十一年所得税法等改正法、令和二年所得税法等改正法、令和三年所得税法等改正法及び令和四年所得税法等改正法の施行による収入が減少する額として総務大臣が算定した額（次項において「市町村算定基礎額」という。）とする。

一　個人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額

二　法人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額

三　固定資産税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額

四　軽自動車税の種別割に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額

五　軽自動車税の環境性能割に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額

六　環境性能割交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額

七　法人事業税交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額

5　前項各号に掲げる収入の項目に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額は、同項各号に掲げる収入の項目に係る市町村算定基礎額とする。

6　法附則第七条の四に規定する令和三年度に各市町村の基準財政収入額に加算する額は、第四項各号に掲げる収入の項目に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額として前項の規定により定める額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。

7　合併関係市町村に係る前項の基準財政収入額に加算する額は、第五項の規定により定める当該新市町村の個人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈡の規定に準じて按分した額、法人の市町村民税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第一号㈢の規定に準じて按分した額、固定資産税に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第二号の規定に準じて按分した額、軽自動車税の種別割に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の規定に準じて按分した額、軽自動車税の環境性能割に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第三号の二の規定に準じて按分した額、環境性能割交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第一項第七号の八の規定により算定した額で按分した額及び法人事業税交付金に係る令和三年度の東日本大震災に係る減収見込額を第五十条第七の四の二項の規定に準じて按分した額の合算額の百分の七十五の額として総務大臣が通知した額とする。